

「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」

調査票記入要領

【介護予防支援事業所用】

- この調査票は、事業所の管理者等、事業所の全体の状況についてご存じの方が記入してください。【各事業所で1部】
- 特に示してあるもの以外は、令和3年10月1日現在の状況について記入してください。
- 実数記入欄で、該当がない場合は、空欄とせず必ず「0」と記入してください。

3 職員について（令和3年10月1日現在）

3 職員について（令和3年10月1日現在）	<p>有給・無給を問わず、10月1日現在、事業所に在籍する職員数について、常勤・非常勤別、専従・兼務別に記入してください。</p> <p>職員数には、10月1日の新規採用者及び休暇中の者（産前・産後休暇を含む）、欠勤者、育児休業の代替職員は含みますが、10月1日に退職した者及び休職・休業中（育児休業・介護休業）の者は含みません。</p> <table border="1"> <tr> <td>従事者に含む者</td> <td>新規採用者、休暇中の者（産前・産後休暇を含む）、欠勤者、育児休業の代替職員、派遣職員、出向職員、家族従事者</td> </tr> <tr> <td>従事者に含まない者</td> <td>退職した者、休職・休業中（育児休業・介護休業）の者、業務請負の労働者、ボランティア</td> </tr> </table>	従事者に含む者	新規採用者、休暇中の者（産前・産後休暇を含む）、欠勤者、育児休業の代替職員、派遣職員、出向職員、家族従事者	従事者に含まない者	退職した者、休職・休業中（育児休業・介護休業）の者、業務請負の労働者、ボランティア
従事者に含む者	新規採用者、休暇中の者（産前・産後休暇を含む）、欠勤者、育児休業の代替職員、派遣職員、出向職員、家族従事者				
従事者に含まない者	退職した者、休職・休業中（育児休業・介護休業）の者、業務請負の労働者、ボランティア				
常勤	貴事業所が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（以下「事業所の勤務時間数」という）の全てを勤務している者をいいます。事業所の勤務時間数の全てを勤務しているパートタイマーはここに含みます。				
非常勤	常勤者以外の従事者（他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束を伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）といいます。				
(1) 介護支援専門員数（ケアマネジメント業務を実施している管理者含む）	介護支援専門員数（ケアマネジメント業務を実施している管理者含む）について、常勤・非常勤別、専従・兼務別に人数を記入してください。				
専従	貴事業所内の他の職務や併設施設・事業所等の他の職務に従事しない者をいいます。				
兼務	貴事業所内の複数の職務に従事する者または、併設施設・事業所等にも従事する者をいいます。				
換算人員	<p>常勤者のうち「併設事業所と兼務」している者、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を事業所の通常の1週間の勤務時間で除した数値を記入してください（下記【換算人員の計算式】を参照）。その際、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。</p> <p>ただし、1週間に勤務すべき時間数が32時間未満となる事業所の場合は、換算する分母は32時間としてください。得られた数値が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【換算人員の計算式】</p> $\frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{\text{事業所が定めている1週間の勤務時間}}$ <p>※1か月に数回の勤務である場合</p> $\frac{\text{職員の1か月の勤務時間}}{\text{事業所が定めている1週間の勤務時間} \times 4 \text{ (週)}}$ </div> <p>★換算人員の記入例 1週間の勤務時間を40時間と定めている事業所の場合 ○常勤者の兼務 介護予防支援と通所介護を兼務する介護支援専門員で、1週間のうち介護予防支援に25時間、通所介護に15時間勤務する場合。</p> <p>・介護支援専門員（常勤・併設事業所と兼務・換算人員）</p> $\frac{25 \text{ 時間}}{40 \text{ 時間}} = 0.625 \rightarrow \underline{0.6 \text{ 人}}$				

○非常勤者の専従
週2日（各日3時間）勤務の非常勤介護支援専門員が1人と、週3日（各日5時間）勤務の非常勤介護支援専門員が1人いる場合。

$$\frac{(3 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} \times 1 \text{ 人}) + (5 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日} \times 1 \text{ 人})}{40 \text{ 時間}} = 0.525 \rightarrow \underline{0.5 \text{ 人}}$$

4 居宅介護支援事業所への介護予防支援の委託について

(4) 委託料の設定方法

令和3年4月時点で、市町村から受ける介護予防支援の報酬のうち、居宅介護支援事業所への委託料としているのがおよそ何%かについて、設定理由とあわせて記入してください（下記「委託料の設定方法の記載例」を参照）。

★委託料の設定方法の記載例

通常時は、基本報酬（3800円）の90%に当たる金額が居宅介護支援事業所に委託料として支払われ、初回加算・委託連携加算（2700円）が付加される場合は、全額居宅介護支援事業所への支払いに上乗せされる場合

	①: 市町村から受ける報酬 (1件当たり)		②: ①÷委託先への委託料		③: ②の設定理由 (複数選択可)				
					1. 市町村の設定に基づき設定している	2. 法人の方針に基づき設定している	3. 同市町村内の他の介護予防支援事業所との協議の上、設定している	4. 事業所独自で設定を行っている	5. その他
基本報酬	3,800	円	90	%	○				
初回加算	2,700	円	100	%	○				
委託連携加算	2,700	円	100	%	○				

「居宅介護支援及び介護予防支援における
令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」事務局

株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部

電話： 0120-955-067 (平日9:30~17:30)

E-Mail: care-manager2021@surece.co.jp

以上